

公益社団法人 沖縄県理学療法士協会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人沖縄県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙あるいは電子申請をもってすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、この法人所定の様式に基づく届出あるいは電子申請により、1年を単位として休会することができる。休会中の会員からは会費は徴収しない。休会中は、この法人からの連絡は行わない。
- 4 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない。
- 5 一定の要件を満たす正会員の会費等の減免措置については、別に定める。

(会費に関する項)

第4条 この法人の会費は年額9,000円とする。

- 2 入会金は、5,000円とする。
- 3 賛助会員会費は、年額1口20,000円とする。
- 4 名誉会員の会費は、免除する。
- 5 シニア会員・育児休業会員の会費は別に定める規定に沿って割引する。

(会費等の使途に関する項)

第5条 前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業費とする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(役員等に関する項)

第6条 会長は、局・専門部および委員会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、会長の任命により局を統括する。
- 3 専門部の部長は、会長の任命により専門部を運営する。部員は、部長が選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第7条 常任理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

第8条 理事の担当する職務および専門部の職務分担については、職務権限規程に定める。

(顧問及び相談役に関する項)

第9条 この法人には、運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第10条 顧問及び相談役は、無報酬とする。

- 2 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程を準用する。

(部長等の選任に関する項)

第11条 部長及び委員の任期については、定款第28条を準用する。

(支部活動に関する項)

第12条 正会員の日常活動を活発にするために、支部ごとの活動を行う。

第13条 正会員の所属の判別は、担当理事が協議し、理事会の承認を得るものとする。

(理事会に関する項)

第14条 理事会は、次期総会までの会務を執行する。

- 2 理事会は、原則的に年6回以上開催する。
- 3 部長及び委員は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べることができる。

(諮問機関に関する項)

第 14 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、諮問委員会を置くことができる。

第 15 条 諮問委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。尚、任期は審査諮問に要する期間とする。

第 16 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また委員会は、次期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 17 条 この法人の定款第 39 条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の決議を経て、会長が担当者に管理を委託する。

(財務に関する項)

第 18 条 備品台帳には、購入価格に関係なく記載するものとする。

第 19 条 この法人の正会員が、行動する為の運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

2 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規程により算定を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第 20 条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 21 条 この法人の弔事に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、香典を贈る。
- (2) 会長が認めた場合、弔電など適切な弔意行為ができる。
- (3) 会員又はその親族に弔事が生じたときは、担当理事にすみやかに報告するものとする。
- (4) 事務長は、所属会員から届出を受けた場合、ただちに会長に報告するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 22 条 この細則の変更は、理事会の決議を必要とする。ただし、(会費に関する項) 第 4 条については、総会の決議を要する。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 5 月 30 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。